別紙１

合併処理浄化槽設置工事請負契約書

第１条　　発注者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）及び浄化槽工事

　　　　　業者　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、長生村合併処理

浄化槽設置事業補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に

関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第２条　　この契約は、次に掲げる工事に適用させる。

　　　　工事の場所　　長生村

　　　　工事の期間　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

設置する浄化槽

浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第４条第１項の規定による構造基準

に適合し、かつ、生物科学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率

９０％以上・放流水のBODが２０mg／L（日間平均値）以下の機能を有

するところの、別添する図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽

　　　　工事の請負代金及び支払い方法

　　　　金　　額　　　　　　　　　　　円

　　　　支払方法　　１．現金　　２．その他（　　　　　　　　　　　）

第３条　　乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を

完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換え

にその請負代金全額の支払いを完了する。

第４条　　乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第２９条第３項に従い浄化槽設備

　　　士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第５条　　甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承

継させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第６条　　乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者

に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を

得た場合は、この限りでない。

第７条　　乙は、浄化槽法第４条第３項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従

って工事を行わなければならない。

第８条　　甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、

若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、

請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるもの

とする。

　　　２　本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除

き、甲が負担する。

第９条　　乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完了する

ことができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の

延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定め

る。

第１０条　工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害

は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生

じたものは、甲の負担とする。

第１１条　乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。

但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第１２条　乙は、長生村が定める長生村合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基

　　　　づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第１３条　甲は、工事が本契約の規定又は第７条に定める基準に適合しないと認める

ときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することがで

きる。

　　　２　甲は、浄化槽法第７条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査

の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当

の期限を定めて、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請

求することができる。

　　　３　前項に定める請求は、浄化槽の工事について改善の指摘が甲の責に帰すべ

き事由に基づくものである場合には、することができない。

第１４条　瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後５年以内に行わなけ

　　　　ればならない。

第１５条　次の各号―に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せ

ずこの契約を解除することができる。

（１）第１条に基づく長生村合併処理浄化槽設置事業補助金が交付されないこと

となったとき。

　　（２）工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたと

き。

　　　２　前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙

において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立て替え金を甲

に請求することができる。

第１６条　甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除す

ることができる。

　　　２　甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなった

と認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除すること

ができる。この場合、甲は甲の被った損害を乙に請求することができる。

第１７条　次の各号の―に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せず、

この契約を解除することができる。

（１）第８条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着

工期日が延期された場合に、工事の一部中止又は着工期日の延期の状態が

１０日以上継続したとき。

　　（２）甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能

力を欠くことが明らかになったとき。

（３）甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が

認めたとき。

　　　２　前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するもの

とする。

第１８条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ

定めることとする。

　　　　　以上契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名捺印の上各自１通を

保有する。

　　　　年　　　月　　　日

甲　　注文者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　請負者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（浄化槽工事業登録番号　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　又は届出番号　　　　　　　　　　）